

平成27年度 第6回 立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）策定検討委員会会議概要

会議名称	第6回 立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）策定検討委員会
開催日時	平成28年2月10日（水） 午前10時～午後0時35分
開催場所	立川市役所 本庁舎 101会議室
次第	<p>[開 会]</p> <p>1 はじめに</p> <p>2 報告事項</p> <p>（1）第5回立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）策定検討委員会 概要について</p> <p>（2）第6回立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）策定庁内検討会議の開催について</p> <p>（3）1月30日（土）のシンポジウムについて</p> <p>3 検討事項</p> <p>（1）条例の骨子（案）検討について</p> <p>（2）条例の骨子（案）について</p> <p>4 その他連絡事項</p> <p>[閉 会]</p>
出席者	<p>[委 員] 吉川かおり、長谷川敬祐、加藤みどり、泉口哲男、岩元喜代子、野々久美子、谷川香月、岡田治、奥山葉月、曾根博、田中文人、小川亮三、岡部直士、福本行廣、山本繁樹（敬称略、順不同）</p> <p>[事務局] 諸井福祉保健部長、高木障害福祉課長、岡部業務係長、石川障害福祉課主査、遠藤障害福祉課主査、柳障害福祉課主査、近藤主事、町田主事</p>
会議資料	<p>【事前配布資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5回立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）策定検討委員会会議録（概要） ・資料6-1 「障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）」の骨子（案）の検討について ・資料6-2 「障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）」の骨子（案）について ・資料6-3 条例策定についての市民への周知について（事務局案） <p>【机上配布資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シンポジウムについての報告 ・条例の骨子案（長谷川副委員長から提供）

[開 会]

- 1 はじめに
- 2 報告事項

- 配布した前回委員会の概要について疑問点、訂正等がある場合には2月19日（金）までに事務局へ連絡を依頼した
- 第6回策定庁内検討会議は2月3日（水）に開催された。議題については今回の本委員会と同様に条例の骨子案について検討した
- 庁内検討会議では、資料6-1の2目的の事務局案の「権利の主体」という言葉が分かりにくいと指摘されたため、「庇護される立場ではなく」という文言を追加した。また、3基本理念に実施する内容を書いているのではないかと指摘を受け、表現の並びを変えた。7差別の禁止と8合理的配慮の論じ方が他の項目と異なっているという指摘を受け、両者の定義を別の項とした

○1月30日（土）のシンポジウムには、合計85名参加した。委員の方にもご協力いただいた

3 検討事項

(1) 条例の骨子（案）検討について

【2 目的】

- 長谷川委員案では、一般的な構成の仕方として背景となる事実・理由→条例で定める方向→結果として何をしようとしているかという流れに沿って作成している
- 一文をもう少し短くしてほしい。文章の配慮として、一つの文に一つの内容にすべき。小学生が読んでも良いなと思えるような文にしてほしい
- ルビを振った条例の簡単版や分かりやすい版は用意する予定
- 外国人・高齢者が増えているなか、市民が身近に感じられるような条例が地域を変えていくと思うので、条例そのものも分かりやすい表現にすることはできないのか
- 子どもに関する条例でも子どもが簡単に理解できるような表現はとっていなかったが、分かりやすい文章にすることは庁内に持ち帰って検討したい
- どこまでの方々に対して分かりやすい内容にするかが分からない。「合理的配慮」等一般の人には理解しにくい言葉もある。条例のため、ある程度難しい言葉が入っていても仕方がないのではない。難しい箇所は分かりやすい版を作ってカバーすれば良い
- 分かりやすい表現をするというなら、目的ではなく前文に入れてはどうか。前文なら文章を区切って話ができる
- 心身機能の障害は誰でも持ちうるものと言及はあるが、社会的障壁も誰もが会うものだという表現も入れた方が良い。両方ないと、「障害者のための条例」というイメージが濃くなってしまう
- 「自立支援」の文言は骨子案段階ではなく肉づけの段階で検討し、条文に含めるようにしたい
- 自立支援の捉え方はたくさんあり、条文に入れようとする「自立支援」の定義をつくらなければならぬほどの議論になる。合理的配慮が整えば、自立支援に近づくのは明らかだが、自立支援の範囲を検討しなければならない
- 「権利の主体」「個人の尊厳」「社会的障壁」「社会的モデル」等キーワードを確定する
- 定義的なものにはこだわらず、目的はゆるいものにしておき、後段で定義でつめる方法もある
- 全部入れ込むことは難しいので、条例策定後開催されるであろうシンポジウム等で説明をする
- 資料6-1の【策定検討委員会での意見】が事務局案にあまり反映されていないのではないのか
- 事務局案の「庇護される立場」について、庇護さえされていない障害者は多い
- 長谷川委員案の「機能障害」は「障害」の文言で良いのではないか
- 事務局案では「障害のある人」の定義の中に「障害」の定義も入れ込んでいる。障害は個人の責任ではなくということが最も大切で、社会との相互関係の中で変化するという内容をいれるべきだ
- 表現の方法について委員から挙手してもらい決める
 - 条例の文言は固くするが、分かりやすい版を作って補う（3名挙手）
 - 条例の文言を最初から分かりやすいものにする（2名挙手）
 - 条例の文言は固くと分かりやすいものの折衷案（9名挙手）
- 長谷川副委員長案「障害は社会によって作られるものであり、誰もが持ちうるものである。障害を理解し、差別を無くすことは、地域社会で生活する全員の個人の尊厳及び権利が尊重されることとなる。そこでこの条例ではその基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにする。そのことによって、障害の有無にかかわらず、誰もが権利の主体として地域社会に参加し、共に暮らしやすいまちをつくることを目的とする。」

【3 基本理念】

- 事務局案の「内容とする」との文言は、方向性を示しただけでそのまま条例に入れ込むとは限らない
- 長谷川委員案の「すべての市民が、多様性を認めよう」という文言が良い。障害があるかないかではなく、お互い違いがあるのは当たり前で認めようという表現が良い

- 高校生でも理解できるような、専門的な知識がなくても理解できるような文面が良いと思うが、長谷川委員案は人に話しているようにすんなりと頭に入ってくる点が良い。文の全体的イメージとして長谷川委員案が分かりやすい
- 基本理念としては長谷川委員案を最終的に検討していくことを前提に、内容としては事務局案が良いとする

【4 定義】

- 他市・他県の先行例を参考にすると「定義」を別に設けることで分かりやすくなっているため新設した
- 事務局案の引用元が障害者のための法律や条文のため、すべて心身機能の障害が大前提になっている。この条例で議論すべきはもう少し幅を広げた、色々な人が生きやすいといった内容ではないか。例えば、今のままだと社会的障壁も障害がある人にとっての邪魔なものとなってしまふ。「基本的な人権を尊重する時に障壁になるものが社会的障壁である」というように再定義する必要がある
- 「障害のある人」とすると限定されて、関係ないと思う人が出てきてしまふ。外国人は言葉が分からず、差別やいじめにあつてしまふ。「障害のある人」を「誰もが」に替えるのがいいと思うが、どこまで広げられるか
- 定義は決められたもので勝手に変えられないので、注釈等で補足しても良いと思う
- 現に障害のある人に対する差別があるという点を出発点にしてはいけない。その上で、相互理解の上に障害の権利を主張したり罰則を求めたりする立場でもない。障害の理解は個人の問題ではなく社会の問題であることが大切で、曖昧にされては困る
- 定義はすごく幅広い。「社会的障壁」をとっても、障害の有無にかかわらず社会的な壁にぶつかっている人のことも含むと思う。条例をつくる上で、どこまで範囲を広げるかはあるが身体的障害だけでなくいろいろな障壁を含めるべきだ
- 社会的障壁だらけの中で生活する障害当事者としては、対象をあまりぼやかされたくないと思う
- 「障害」の文言を使いすぎると障害にこだわっていたり、障害者を特別視していたりするように受け取られる
- 今までの会議で「幅広く立川市民」を対象とすることになったと思うが、障害がなくても生きづらさを感じている人も多いため、そこをぼやかしてはいけない。しかし、立川市に限らず障害者理解がまだまだなされていない。出発点として障害者理解を進めていかない限りは、一般市民の方に理解してもらえないのではないか
- 「障害」は自分には関係ないと思っている人も本当はみんなの問題であるということ認識してもらいたい。誰もが障害者になりうることをどこに盛り込むかがポイントである。
- 国の出した合理的配慮の説明は分かりにくい。お金がかかるため否定的なイメージをうけるが、明るい未来を感じられるような表現にするべきだ
- 障害のある人だけに限らず、「社会的地位・出自等」を併記することで障害のない人も包含することができる
- 「障害」の定義が「障害者」の定義になっている
- 他の自治体のように法律の文言をそのまま使うのではなく、分かりやすい表現にしてほしい
- 近隣の市をみるとどれも法律の文言を使い同じような表現になっている。都道府県レベルでは分かりやすい表現のものもあるかもしれない
- 社会的障壁は分かりやすいが、合理的配慮の説明は見直すべき
- 障害のある人もない人もこの条例に含めるといった定義付けについては前文で説明すればよい
- 合理的配慮の「他の者と平等になるよう」との文言を「基本的人権を確保する」という言い方にかえられないか
- 委員から考えてもらった前文を入れる予定
- 障害者は社会的障壁を特に被りやすいことを考慮して、社会的バリアをなくしていくという表現にできないか
- 「社会的障壁」や「合理的配慮」といった言葉をそのまま使うのではなく、意味を解説すれば理解は進むのではないか

○事務局案では「不当な取り扱い」は「差別」の定義に含まれているが、別に定義・説明し直した方が良い

【5, 6 市の役割、市民・事業者の役割】

○「市が実施する」との文言は、各事業所に協力を促す場合も結果的に市が実施する施策になるためそのまま残した

○「市が実施する」施策はもちろんだが、それぞれが地域社会で自主的に行う活動にも協力をしてほしいので、文言を替えるか、取ってしまっても良い

○「差別をなくすため」という否定的な表現ではなく「合理的配慮を増進する」といった前向きな表現が良い

○「協力する」という表現に疑問をもつ。これからの社会において一人一人が地域をつくるという意識が大切であり、どんな人でも協力して共につくるという視点が必要

○市の役割に「地域の多様な取組みに協力していく」という文言を入れられるか

○差別解消になる取組みなら地域のものでも市は協力する

【7 差別の禁止】

○簡素化されて分かりやすい

○長谷川委員案では「障害を理由とした」という文言がとれている。これは障害の定義にも関わってくることで、「障害」を心身機能の障害にするか社会的障壁を被る人とするともう少し広い意味になる

【8 合理的配慮の提供】

○「意思の表明があった場合において」という文言は国の基本指針に準拠して載せてある

○「個々の場面において」とあるが、あたりまえのことなので取った方がいい

○合理的配慮の「定義」ではなく「提供」を扱った方が良い

○合理的配慮を提供することで逆に不利益を被る人がいるかもしれない。事務局案の「意思の表明があった場合」とは申請した人のみが合理的配慮の提供を受けられるということか

○「求めに応じて」とはあるが、多くの人から求められるであろう合理的配慮は事前に環境の整備をし、足りないところは求めに応じて対応するということがそもそもの法律の趣旨となっている

○意思の表明ができない人もいる。合理的配慮の提供は個々のことに対してということが定義の基本になるのか

○申請主義は「提供方法、提供の基本方針」に入れるべき。長谷川委員案の2つの留意点が重要になる

○良かれと思って提供された合理的配慮が求めていたものと違うことがあった。長谷川委員案の「双方の建設的対話による相互理解を通じて」の箇所が大切である

○理にかなった環境整備（周りで気が付いた人）、申し出ができない（求めていないけれど必要な人）場合、申し出があった（求める人）場合の3段階で合理的配慮が提供できれば良い

○お金がかからない合理的配慮の提供もあるし、予算がかかるにしてもある人の要望で変わったことが他の多くの人が助かっていることもある

○「差別の解消」を項目立てした方が良いのではないか。解消という言葉で「差別の禁止及び解消」のように加えることはどうか

○意思表示や意思決定支援を支援するうえで、気兼ねなく相談できる体制が必要

○障害者は諦めてしまっていることが多い。ちゃんと訴えれば解消されることになれば、訴えたり求めたりすることも増えるのではないか

○周りの関わり方が重要だと思う

【9 障害者理解の促進】

○物理的な社会的障壁だけでなく、障害者理解の促進が「心のバリア」を解消していくことになるため、加えたい

○自らが変わらないと周りも変わらないし、理解も進まない。障害のある人やない人にも権利がある。

○障害のない人の権利はもちろんあるが、障害のある人はそれと同等の権利を持っていないからこそ、この条例をつくるのではないか

- 障害及び障害のある人について学ばなければならないのはもちろんだが、合理的配慮の提供方法や社会的障壁の軽減方法についても併せて学ぶ必要がある。事務局案だと狭い印象を受ける
- 事務局案4行目の「市民および事業者に対して普及啓発」の後に、例えば「心のバリアフリーを含めた環境整備」との文言を盛り込みたい
- 事務局案8行目の「市の施策」の後に、「及び地域の多様な取組みに協力する」との文言を盛り込みたい
- 事務局案9行目の「努める」の前に、「学ぶこと、知っていくこと」を盛り込んではどうか
- グループホームの反対運動を考えると、小さい頃からの教育・療育がとても大切で、障害のある人もない人も共に学びあうことは当たり前にならないか
- 教育についての文言は、現状の事務局案で「市民及び事業者に対して普及啓発」というかたちで入れ込んである。表現や内容として不十分であれば、今後の議論の中で検討いただきたい
- 行動障害のある人がバスの運転手や他の客を叩いてしまうことがあったが、事業所の方が被害を訴える、共に考える場所は保障されているのか
- 被害を受ける人も与える人も両方客なので、対応は難しい。事業者が相談する場所は少なく、きちんと整備されていればいいと思う
- 被害を訴える窓口として、個人で訴えるだけでなく委員会や公の機関に相談できたら良い
- 教育の場では障害のある人とない人の分離は当たり前ではなく、(可能な限り)一緒に学びあえる場の保障ができれば良い
- 今まで検討してきた内容を中間のまとめとして厚生産業委員会に報告はするが、4月以降この骨子案を軸に肉付け作業をする予定であり、この内容で固定されるものではない

4 その他連絡事項

- 条例策定についての市民への周知については次回検討する
- 次回は4月に開催予定だが、日程調整ができれば3月中に開く可能性もある
- アンケートは504件集まった。分野分け、精査して次回報告予定

[閉 会]

以 上